

国家公安委員会告示第六号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第三項の規定に基づき、同項の規定による解剖の実施の委託に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

平成二十五年三月八日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第六条第三項の国家公安委員会が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第六条第一項の規定による解剖（以下「解剖」という。）を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。
- 二 解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。
- 三 前号に規定する医師によって解剖が実施されること。
- 四 解剖の実施に関する事務によって得られた情報が適切に整理保管されること。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。